

大学入学資格関連法令

学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第五十六条

大学に入学することができる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

学校教育法施行規則

（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）

第六十九条

学校教育法第五十六条第一項の規定により、大学入学に關し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 大学入学資格検定期程（昭和二十六年文部省令第十三号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 五 学校教育法第五十六条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入學させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- 六 その他大学において、相当の学齡に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

大学入学に關し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定

昭和二十三年五月三十一日
文部省告示第四十七号

- 一 十九の二（略）
- 二十 スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で十八歳に達したもの
- 二十一 専修学校の高等課程の修業年限三年以上の課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 二十二 ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で十八歳に達したもの
- 二十三 フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で十八歳に達したもの